

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)				修 正 案						改正理由
	第 1 編 総則				第 1 編 総則						
	第 1 章 計画の目的・方針				第 1 章 計画の目的・方針						
	第 1 節 計画の目的				第 1 節 計画の目的						
	(略)				(略)						
375	特に、平成23年 3 月11日に発生した<u>東日本大震災</u>を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、愛知県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径 5 k m）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30 k m）に含まれてはいないものの、県境から概ね 55 k m の位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね82 k m の位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった愛知県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、住民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、住民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく住民の生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。				特に、平成23年 3 月11日に発生した<u>東北地方太平洋沖地震</u>を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、愛知県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径 5 k m）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30 k m）に含まれてはいないものの、県境から概ね55 k m の位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね 82 k m の位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった愛知県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、住民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、住民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく住民の生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。						表記の整理
	第 4 節 災害の想定				第 4 節 災害の想定						
376	(2) 原子力災害 (略)				(2) 原子力災害 (略)						原子炉ごとの表記に修正
	原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	
	浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	<u>BWR : 5 基</u> ※1	浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	<u>1 号機</u>	<u>2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中</u>	<u>沸騰水型</u>	
	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	<u>PWR : 3 基</u> ※2							

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）				修 正 案					改正理由	
	大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	<u>PWR：4 基</u>				<u>2 号機</u>	2009. 11. 18 <u>廃止措置計画認可・廃止措置中</u>	<u>沸騰水型</u>	
	高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	<u>PWR：4 基</u>				<u>3 号機</u>	<u>定期検査中</u>	<u>沸騰水型</u>	
	敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	<u>BWR：1 基</u> ※3 <u>PWR：1 基</u>				<u>4 号機</u>	<u>定期検査中</u>	<u>沸騰水型</u>	
	高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	<u>FBR：1 基</u> ※4				<u>5 号機</u>	<u>定期検査中</u>	<u>沸騰水型</u>	
	原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）		福井県敦賀市明神町	<u>ATR：1 基</u> ※5							
					美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	<u>1 号機</u>	2017. 4. 19 <u>廃止措置計画認可・廃止措置中</u>	<u>加圧水型</u>	
								<u>2 号機</u>	2017. 4. 19 <u>廃止措置計画認可・廃止措置中</u>	<u>加圧水型</u>	
								<u>3 号機</u>	<u>定期検査中</u>	<u>加圧水型</u>	
								<u>1 号機</u>	2018. 11. 22 <u>廃止措置計画認可申請中</u>	<u>加圧水型</u>	
					大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	<u>2 号機</u>	2018. 11. 22 <u>廃止措置計画認可申請中</u>	<u>加圧水型</u>	
								<u>3 号機</u>	<u>運転中（118.0 万 kw）</u>	<u>加圧水型</u>	
								<u>4 号機</u>	<u>運転中（118.0 万 kw）</u>	<u>加圧水型</u>	
								<u>1 号機</u>	<u>定期検査中</u>	<u>加圧水型</u>	
					高浜発電所		福井県大飯郡				

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案						改正理由
				高 浜 町 田ノ浦	2 号機	定期検査中	加 圧 水 型	
					3 号機	運 転 中 (87.0 万 kw)	加 圧 水 型	
					4 号機	運 転 中 (87.0 万 kw)	加 圧 水 型	
		敦賀発電 所	日 本 原 子 力 発 電 株 式 会 社	福 井 県 敦 賀 市 明神町	1 号機	2017. 4. 19 廃止措置計画 認可・廃止措 置中	沸 騰 水 型	
					2 号機	定期検査中	加 圧 水 型	
		高速増殖 原型炉も んじゅ	国 立 研 究 開 発 法 人 日 本 原 子 力 研 究 開 発 機 構	福 井 県 敦 賀 市 白 木	二	2018. 3. 28 廃止措置計画 認可・廃止措 置中	高 速 増 殖 炉	
		新型転換 炉ふげん		福 井 県 敦 賀 市 明神町	二	2008. 2. 12 廃止措置計画 認可・廃止措 置中	高 速 増 殖 炉	
	※ 1 : 浜岡原子力発電所の 1 号機及び 2 号機は廃炉措置作業中 ※ 2 : 美浜発電所の 1 号機及び 2 号機は廃炉に向けた手続中 ※ 3 : 敦賀発電所の 1 号機は廃炉に向けた手続中」 ※ 4 : 高速増殖炉研究開発センター (もんじゅ) は、平成28年原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向けた取組を実施 ※ 5 : 原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。 ※ 6 : これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。	(削除)						
	第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準						

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
377	1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (E A L) (略) 具体的な E A L の設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示す E A L の枠組み (表 2) 及び下記を踏まえ、<u>原子力事業者が行う。</u> 原子力事業者は、<u>下記</u>を踏まえた E A L の設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定した E A L の内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。	1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (E A L) (略) 具体的な E A L の設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示す E A L の枠組み (表 2) を踏まえ、原子力事業者は、<u>上記</u>を踏まえた E A L の設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定した E A L の内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。	表記の整理
	2 運用上の介入レベル (O I L) (略) 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査 (以下、「避難退域時検査」という。) の結果から簡易除染 (着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用) 等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	2 運用上の介入レベル (O I L) (略) 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、<u>地表面からの放射線等による</u>被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査 (以下、「避難退域時検査」という。) の結果から簡易除染 (着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用) 等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	原子力災害対策指針に基づく表記の追加
378	<u>(追加)</u>	3 原子力災害対策重点区域 (1) 原子力災害対策重点区域の設定 原子力災害が発生した場合において、<u>放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの</u>	原子力災害対策指針に

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
		時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。 原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。 (2) 原子力災害対策重点区域の範囲 原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。 なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。 ア 発電用原子炉施設 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。 (ア) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone) P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中	基づく表記の追加

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
		の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 <u>発電用原子炉施設に係る P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 k m の間で設定すること (5 k m を推奨) とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 5 k m」を目安とする。</u> <u>なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。</u> <u>(イ) 緊急防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)</u> <u>U P Z とは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I L に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5 ～ 3 0 k m の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 3 0 k m」を目安とする。</u> <u>なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。</u> <u>ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号、以下「炉規法」という。) 第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径 5 k m を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てを U P Z とする。</u> <u>※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びその規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設</u>	

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由				
		<u>を定める告示（平成 2 7 年原子力規制委員会告示第 1 4 号）において定められている。</u> <u>イ 試験研究用等原子炉施設</u> <u>試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u> <u>・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。</u>					
		<u>熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u> <table><tr><td><u>熱出力が 1 0 MWを超え、1 0 0 MW以下の試験研究用等原子炉</u></td><td><u>5 k m</u></td></tr><tr><td><u>熱出力が 2 MWを超え、1 0 MW以下の試験研究用等原子炉</u></td><td><u>5 0 0 m</u></td></tr></table>	<u>熱出力が 1 0 MWを超え、1 0 0 MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 k m</u>	<u>熱出力が 2 MWを超え、1 0 MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 0 0 m</u>	
<u>熱出力が 1 0 MWを超え、1 0 0 MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 k m</u>						
<u>熱出力が 2 MWを超え、1 0 MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 0 0 m</u>						
		<u>ウ 加工施設</u> <u>（ア）ウラン加工施設</u> <u>ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン 2 3 5 の取扱量が 0 . 0 0 8 T B q 未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u> <u>・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。</u>					
		<u>取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u>					

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由						
		<table><tr><td>ウラン 2 3 5 の取扱量が 0. 0 8 T B q 以上の加工施設</td><td>5 k m</td></tr><tr><td>ウラン 2 3 5 の取扱量が 0. 0 8 T B q 未満の加工施設</td><td>1 k m</td></tr><tr><td>敷地境界から 5 0 0 m 以内での取扱量が 0. 0 0 8 T B q 未満の加工施設</td><td>5 0 0 m</td></tr></table>	ウラン 2 3 5 の取扱量が 0. 0 8 T B q 以上の加工施設	5 k m	ウラン 2 3 5 の取扱量が 0. 0 8 T B q 未満の加工施設	1 k m	敷地境界から 5 0 0 m 以内での取扱量が 0. 0 0 8 T B q 未満の加工施設	5 0 0 m	
ウラン 2 3 5 の取扱量が 0. 0 8 T B q 以上の加工施設	5 k m								
ウラン 2 3 5 の取扱量が 0. 0 8 T B q 未満の加工施設	1 k m								
敷地境界から 5 0 0 m 以内での取扱量が 0. 0 0 8 T B q 未満の加工施設	5 0 0 m								
		（イ）プルトニウムを取り扱う加工施設 日本原燃株式会社再処理事業所に設置される M O X 燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径 1 k m を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てを U P Z とする。 エ 再処理施設 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径 5 k m を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てを U P Z とする。 オ その他の原子力施設 次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。 ・ 発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの ・ 熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が 2 M W 以下の試験研究用等原子炉施設 ・ 濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン 2 3 5 の取扱量が 0. 0 0 8 T B q 未満のもの ・ 使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等							

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
		(3) 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点 <u>地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記（１）及び（２）の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記の P A Z 及び U P Z の数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。</u> <u>U P Z に包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。</u> <u>なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。</u>	
379	表 1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２） （発電用原子炉）<u>（第 2（３）②（i）ただし書の場合を除く）</u> 表中：<u>平常時</u>モニタリングの<u>強化</u>	表 1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２） （発電用原子炉）<u>3（２）ア</u>ただし書の場合を除く。） 表中：<u>緊急時</u>モニタリングの<u>準備</u>	表記の整理 原子力災害対策指針の修正による修正
380	表 1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（２／２） （発電用原子炉）<u>（第 2（３）②（i）ただし書の場合を除く）</u>	表 1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（２／２） （発電用原子炉）<u>3（２）ア</u>ただし書の場合を除く。）	表記の整理
381	表 1－2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２） （試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設（原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※）並びに発電用原子炉 <u>（第 2（３）②（i）ただし書の場合に限る）</u> <u>（第 2（３）②（ii）～（iv）に掲げるもの。</u> 表中 <u>平常時</u>モニタリングの<u>強化</u>	表 1－2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２） （試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設（原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※）並びに発電用原子炉 <u>3（２）ア</u>ただし書の場合に限る。） <u>3（２）イ～エに掲げるもの。</u> 表中 <u>緊急時</u>モニタリングの<u>準備</u>	表記の整理 原子力災害

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
			対策指針の修正による修正
382	表 1－2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (2 / 2) (試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設 (原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※) 並びに発電用原子炉 (第 2 (3) ② (i) ただし書の場合に限る)) ※ (第 2 (3) ② (ii) ～ (iv) に掲げるもの。	表 1－2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (1 / 2) (試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設 (原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※) 並びに発電用原子炉 <u>3 (2) ア</u> ただし書の場合に限る。) ※ <u>3 (2) イ～エ</u> に掲げるもの。	表記の整理
383	表 1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (1 / 2) 表中 <u>平常時モニタリングの強化</u>	表 1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (1 / 2) 表中 <u>緊急時モニタリングの準備</u>	原子力災害対策指針の修正による修正
	※ (第 2 (3) ② (v) に掲げるもの。	※ <u>3 (2) オ</u> に掲げるもの。	表記の整理
384	表 1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (2 / 2)	表 1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (2 / 2)	
	※ (第 2 (3) ② (v) に掲げるもの。	※ <u>3 (2) オ</u> に掲げるもの。	表記の整理
396	<u>表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて</u> 1. 沸騰水型軽水炉 (実用発電用のものに <u>限る。</u>) に係る原子炉の運転等のための施設 (当該施設が炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	<u>表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて</u> 1. 沸騰水型軽水炉 (実用発電用のものに <u>限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉を除く。</u>) に係る原子炉の運転等のための施設 (当該施設が炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	原子力災害対策指針に基づく表記の整理
396	5. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設 (当該施設が炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合に <u>限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u>)	5. 実用発電用原子炉 (<u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉を除く。</u>) に係る原子炉の運転等のための施設 (当該施設が炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合に限る。) であって、 <u>使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>	原子力災害対策指針に基づく表記の整理
398	(追加)	6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1 号	原子力災害

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由								
		炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table><tr><th>警戒事態に該当するEAL</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr><tr><td>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u></td><td rowspan="5">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</td></tr><tr><td>② <u>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u></td></tr><tr><td>③ <u>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</u></td></tr><tr><td>④ <u>オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></td></tr><tr><td>⑤ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u></td></tr></table>	警戒事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。	② <u>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u>	③ <u>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</u>	④ <u>オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u>	⑤ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u>	対策指針に基づく追加
警戒事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要										
① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。										
② <u>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u>											
③ <u>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</u>											
④ <u>オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u>											
⑤ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u>											
		<table><tr><th>施設敷地緊急事態に該当するEAL</th><th>施設敷地緊急事態に該当するEAL</th></tr><tr><td>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u></td><td rowspan="2">避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退</td></tr><tr><td>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></td></tr></table>	施設敷地緊急事態に該当するEAL	施設敷地緊急事態に該当するEAL	① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u>	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退	② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u>				
施設敷地緊急事態に該当するEAL	施設敷地緊急事態に該当するEAL										
① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u>	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退										
② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u>											

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
		③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u>	避を準備する。
		全面緊急事態に該当する E A L ① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</u> ② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 1 5 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u> ③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u>	緊急事態区分における措置の概要 避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。
398	<u>6. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から 5. までの掲げるもの（4. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</u>	<u>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</u>	原子力災害対策指針に基づく表記の整理
401	<u>7. 再処理施設</u>	<u>8. 再処理施設</u>	表記の整理
403	<u>8. 原子炉の運転等のための施設（1. から 7. までの掲げるものを</u>	<u>9. 原子炉の運転等のための施設（1. から 8. までの掲げるものを</u>	

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由								
405	除く。） 表 3 O I L と防護措置について ※ 9 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、<u>広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、I A E A の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u>	除く。） 表 3 O I L と防護措置について ※ 9 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。	原子力災害 対策指針に 基づく表記 の整理								
	第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱									
409	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海農政局</td><td><u>（1）農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。</u> <u>（2）応急用食糧の供給体制の整備を行う。</u></td></tr></table>	機関名	内 容	東海農政局	<u>（1）農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。</u> <u>（2）応急用食糧の供給体制の整備を行う。</u>	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海農政局</td><td>農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。 <u>（削除）</u></td></tr></table>	機関名	内 容	東海農政局	農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。 <u>（削除）</u>	本省対応に 変更された ことによる 修正
機関名	内 容										
東海農政局	<u>（1）農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。</u> <u>（2）応急用食糧の供給体制の整備を行う。</u>										
機関名	内 容										
東海農政局	農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。 <u>（削除）</u>										
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策									
	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）									
	第 1 節 県災害対策本部の設置・運営	第 1 節 県災害対策本部の設置・運営									
420	2 本部の組織・運営 本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例に定めるところによることとする。 また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部署は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。	2 本部の組織・運営 本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例に定めるところによることとする。 また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。	愛知県の組 織再編に伴 う修正								

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	
424	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 9 情報の伝達系統 表中「愛知県防災局」	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 9 情報の伝達系統 表中「愛知県防災安全局」	愛知県の組織再編に伴う修正
	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	
428	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 8 伝達系統 表中「愛知県防災局」	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 8 伝達系統 表中「愛知県防災安全局」	愛知県の組織再編に伴う修正
429	第6節 住民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 (追加)	第6節 住民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 1 複合災害が発生した場合 <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
	1 避難勧告・指示 (略)	2 避難勧告・指示 (略)	
	2 広報活動等による避難等の支援 (略)	3 広報活動等による避難等の支援 (略)	
	3 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (略)	4 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (略)	
	4 現場海域への入域制限及び人命救助等 (略)	5 現場海域への入域制限及び人命救助等 (略)	
	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	
	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
434	7 情報の伝達系統 表中「関係部局」 「愛知県防災局」	7 情報の伝達系統 表中「関係局」 「愛知県防災安全局」	愛知県の組織再編に伴う修正
	第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	

東浦町地域防災計画(原子力災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
436	(追加)	<u>1 複合災害が発生した場合</u> <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
	<u>1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</u> (略)	<u>2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</u> (略)	
	<u>2 広域避難活動</u> (略)	<u>3 広域避難活動</u> (略)	
	<u>3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における立入制限等の措置</u> (略)	<u>4 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における立入制限等の措置</u> (略)	
446	<u>付録</u> 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題	<u>付録</u> 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題	
	<u>○原子力災害事前対策の在り方</u> ・ <u>実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及びEALの在り方</u> ・ <u>IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方</u> (略) ・ <u>県外からの避難者の受入に係る、避難先及び進入ルート等の調整</u>	<u>○原子力災害事前対策の在り方</u> <u>(削除)</u> ・ <u>OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方</u> (略) ・ <u>県外からの避難者の受入に係る、避難経由所及び指定避難所等の運営調整</u>	表記の整理